

事 務 連 絡
令和8年8月21日

各地方整備局 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課長

建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの
貨物自動車運送事業法における取扱いについて

「建設工事において建設資材等の運搬に従事する自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いについて」（令和8年8月20日付け事務連絡、国土交通省 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長）により、自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いを別添のとおり通知されたところです。貴職におかれましても参考とされますよう送付させていただきます。